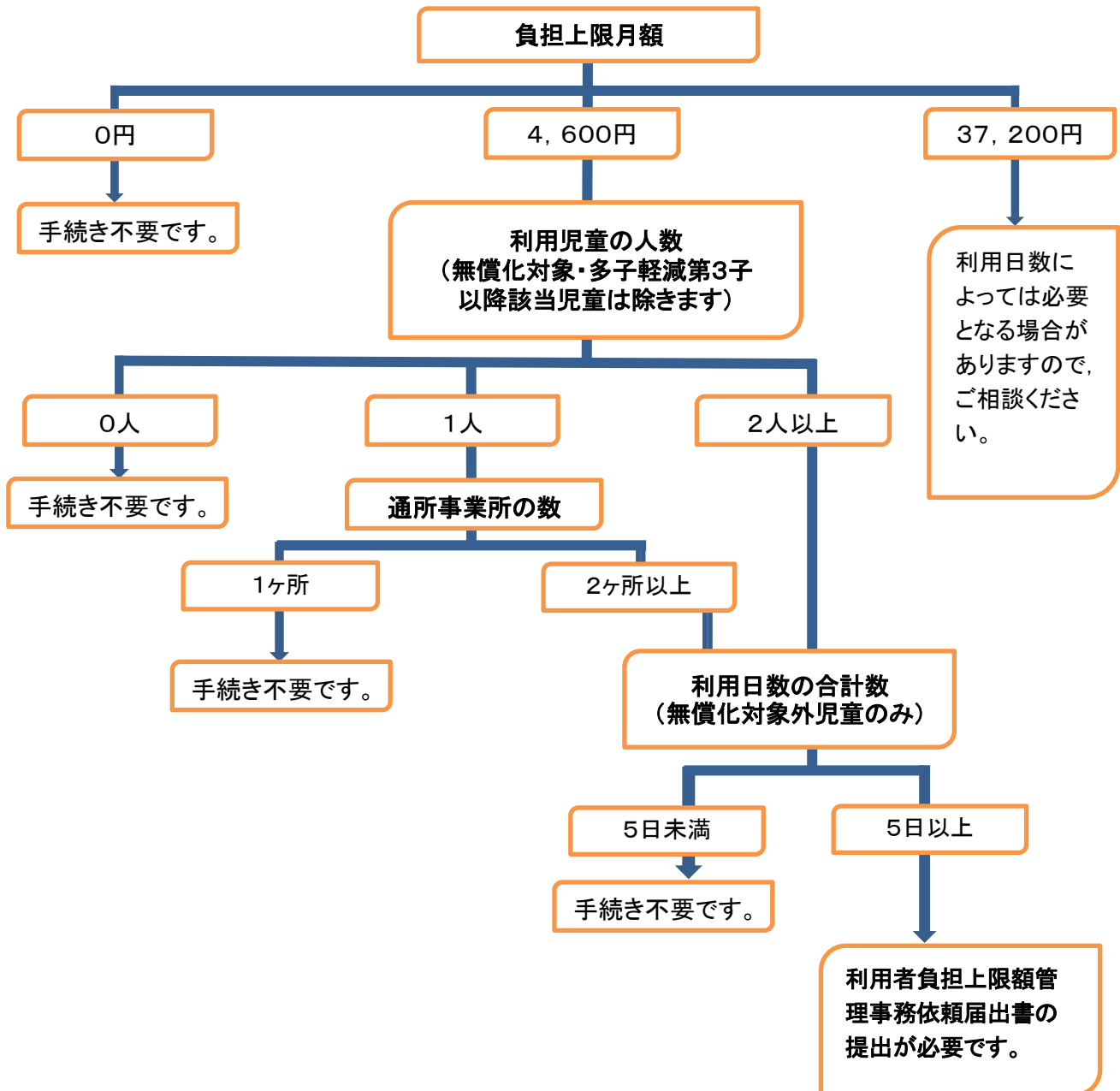


利用者負担上限額管理について(18歳未満用)

この手続きは、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用することによりかかる1ヶ月当りの利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合に、実際に支払う金額が負担上限月額を超えないよう、その管理を事業者が行うためのものです。

なお、きょうだいなど同一世帯で複数の児童がサービスを利用し、同一の保護者が決定を受けている場合は、児童全員の障害福祉サービスごと、障害児通所支援ごとに負担上限月額を超えないよう管理します。両方のサービスを利用され、合計が負担上限月額を超える場合は、払い戻しを行います。手続きについては「3. 払い戻しについて」をご覧ください。

1. 手続きについて(障害児通所支援)



お問い合わせ先
〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号
呉市役所 本庁舎2階
障害福祉課 支援グループ
TEL (0823) 25-3523

2. 手続きの流れについて

①(利用者→事業者)

利用者負担上限額管理事務依頼依頼届出書の受給者記入欄に必要事項を記入し、事業所に上限額管理を依頼します。

●障害児通所支援事業所の場合...契約(利用)日数の一番多い事業所

●障害福祉サービス事業所の場合...

①居宅系サービス事業所で契約(利用)時間の一番多い事業所

②短期入所事業所 の順で上限額管理事業所となります。

※モニタリング期間が通年で1月ごとの場合は、相談支援事業所が上限額管理を行います。
この場合、届出書の提出は不要です。

②(事業者→利用者)

利用者負担上限額管理事務依頼届出書の上限額管理事業者記入欄に、事業者が記載・押印します。

③(利用者→呉市)

受給者証を添えて、利用者負担上限額管理事務依頼届出書を提出します。
郵送提出もできます。

④(呉市→利用者)

受給者証に利用者負担上限額管理事業所を記載し、利用者にお返しします。

⑤(利用者→事業者)

受給者証を利用する全ての事業所に提示してください。

(ご注意)手続きされない場合、負担上限月額を超えて請求されることがありますので、必ず手続きのうえ、受給者証を各事業所に提示してください。

3. 払い戻しについて

上限管理後、なお払い戻しが発生するのは、次の場合です。

① 障害福祉サービスと障害児通所支援を利用し、利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合

② 日中一時支援、移動支援を同一世帯のきょうだいが利用し、サービスごとの利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合

③ 同一世帯で複数の方が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する場合で、それぞれの負担額の合計(①後)が37,200円を超える場合

手続き場所 呉市障害福祉課(所在地・電話番号裏面)
次のものを用意してください。郵送での手続きもできます。

- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ・自己負担額(障害福祉サービス費・障害児通所給付費・補装具費)が確認できる領収書
- ※領収額にサービス対象外の実費負担分が含まれている場合、内訳のわかるもの(請求書等)もご提出ください。
- ・支給決定者(保護者)の振込先口座がわかるもの(通帳など・コピー可)